

松伏町障がい者相談支援センターについて

問合せ:いきいき福祉課 障がい福祉担当 ☎ 991-1877

松伏町障がい者相談支援センター(委託事業者 すずらん)は、町内にお住まいの障がいのある方、ご家族などが、日常での困りごとなどを相談できる場です。福祉サービスの利用に関すること、就労のこと、病気のこと、ひきこもりのことなど、何でも気軽にご相談ください。

■ご利用できる方

精神保健福祉手帳をお持ちの方、精神科や心療内科などに通院されている方、又はそれらの医療機関に通院をお考えの方、知的障がい、身体障がいのある方及びそのご家族や関係者など。

■利用料/無料

■相談内容

主に、福祉サービスの利用や仕事に関すること、病気に関することなどです。ただし、困りごとはそれぞれ違いますので、原因は何かわからないけれどつらいといったことでも、まずはお電話ください。

■開所日時

毎週月曜日から金曜日までの、午前9時から午後6時までです。面接や訪問相談については、予約制となりますので、まずはお電話ください。

【相談受付専用電話】☎048-981-8510

※松伏町役場いきいき福祉課障がい福祉担当において、毎週水曜日に専門相談員による出張無料相談(午前10時から午後5時まで)も実施しています。

■委託事業者の所在地 (社福)彩凜会 吉川市川藤14番地1 ☎048-999-6853 ☎048-999-6854

平成30年度軽自動車税納税通知書の送付及び障がいのある方の減免について

問合せ:税務課 町民税担当 ☎ 991-1833

平成30年度軽自動車税納税通知書について

平成30年度軽自動車税納税通知書を送付します。納期限は、平成30年5月31日(木)です。納期限内であれば、金融機関のほか、コンビニエンスストアでも納めることができます。

障がいのある方の軽自動車税の減免について

障がい者のために使用される軽自動車について、下記の内容に該当する場合、申請することにより軽自動車税の減免を受けることができます。減免申請は、毎年度必要です。また、納付後の減免申請は受付できませんので、ご注意ください。

◎減免を受けることができる障がいの程度と対象となる車両

①障がいの程度

手帳の種類	障がいの区分	障がいの程度(級別)	手帳の種類	障がいの区分	障がいの程度(級別)
身体障害者手帳	視覚	1級～3級、4級の1	身体障害者手帳	呼吸器機能	1級、3級
	聴覚	2級、3級		ぼうこう又は直腸機能	1級、3級
	平衡機能	3級		小腸機能	1級、3級
	音声又は言語機能	3級(こう頭が摘出された場合のみ)		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級
	上肢	1級、2級		肝臓機能	1級～3級
	下肢	1級～6級		療育手帳	㉠、A
	体幹	1級～3級、5級	精神障害者保健福祉手帳	1級(自立支援医療費受給者証等により、通院の事実が確認できる方のみ)	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級	戦傷病者手帳	恩給法に定める障がいの程度で、減免の範囲が定められています。
		移動	1級～6級		
		心臓機能	1級、3級		
	じん臓機能	1級、3級			

②減免の対象となる車両(障がいのある方1人につき1台のみ対象です。)

障がいのある方本人(納税義務者)の所有する車両

障がいのある方と生計を同一にする方(納税義務者)の所有する車両

申請に必要な書類

① お持ちの手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳) ② 運転する方の運転免許証
③ 車検証 ④ 納税義務者の個人番号カード又は個人番号通知カード ⑤ 納税通知書

提出期限 平成30年5月24日(木)

※提出期限を過ぎると減免申請を受付できませんのでご注意ください。

※郵送で申請する場合は事前に税務課町民税担当にご連絡ください。